

会員企業様につきましては、10/25(木)ご案内状発送予定です。

12月 木曜教室ご案内

※ 今月は、会場の都合により水曜日開催となっております。



(公社)熊本法人会
TEL 353-2555

「働き方改革」に対応した 就業規則と労務管理講座

働き方改革関連法(労働基準法など計8本の法律を一括で改正)が国会で可決成立し、いよいよ新時代の労務管理が始まっています。本格的な人口減少社会の入り口に立っている我が国にとって、将来に向けて、従業員の労働環境の整備を図りつつ、いかに生産性を上げていくかという、二律背反を企業が達成していくことが求められており、まさに、「労務管理“新”時代」を告げる法改正となっています。

本講座では、働き方改革法案について、中小企業が何を遵守しなければならないのか、まず取り組むべき問題は何か、どう就業規則や労務管理面で留意して取り組まなければいけないのかとの目線で、同一労働同一賃金、労基法の労働時間制の改正、副業・兼業の推進に向けた厚生労働省の就業規則のひな形・ガイドラインなどを基に解説します。

中小企業に求められている対応で何が必要なのかが、まとめてわかる講座となっていますので、経営者はじめ、労務担当者が明日から何をすればいいのかを分かりやすく解説します。皆さま、多数のご受講をお待ちしております。

* 日 時 平成 30年 12月 19日 (水) 13:30 ~ 16:30

* 場 所 くまもと県民交流館パレア 第1会議室 [テトリアくまもとビル(鶴屋百貨店東館9F)]

* 講 師 特定社会保険労務士 小島 信一 氏

※満席の場合のみ

* 受 講 料 無 料 (但し、非会員は1名につき4,000円)

折り返しご連絡いたします。

事前受付をさせていただきます。
下記をご記入の上、12/12(水)までにFAXを頂きますようお願いいたします。

* 講座内容

1. 【導入】

- ・働き方改革法案の全体像
- ・中小企業は何を、どう変えないといけないのか
- ・働き方改革の見直しポイントとは

2. 【同一労働同一賃金】

- ① 同一労働同一賃金とは何か
～職務の範囲、責任の程度を
どのようにして明確化するのか～
- ② 定年後同じ仕事をさせ、賃金を下げるのはまずいのか
～平成30年6月1日最高裁判所の判断を受けて～
- ③ 今後企業はどうやって同一労働同一賃金を進めるべきか
～パート、派遣、定年後嘱託、
アルバイトの賃金の決め方は～
- ④ 賃金規定をどうやって変更したらいいのか

3. 【働き方改革を受けた労務管理】

- ① 36協定(時間外協定)の結び方、限度時間の変更
- ② 変化する労働基準監督署の姿勢
- ③ インターバル規制に対応した就業規則とは
- ④ 在宅勤務(テレワーク)のしくみ、導入方法について

4. 【その他の改正点】

- ① 大きく目的が変わった雇用対策法
- ② 労働契約法とパート法が統合されて同一労働
同一賃金が推進される
- ③ 労働安全衛生法の改正



準備の都合上、申込期限の厳守に
ご協力をお願いいたします。

※ 下記をご記入の上、12/12(水)までにFAXを頂きますようお願いいたします。なお、当日受付をご提出下さい。

HP

申込み先FAX 353-2556

平成30年 12月 木曜教室申込書 / 当日出席票

会社名		TEL	
所在地		FAX	
お名前		申込計	名